

船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 高橋 明 子

事故種類	衝突
発生日時	令和6年9月13日 04時15分ごろ
発生場所	福島県相馬市鵜ノ尾埼北北東方沖 相馬港沖防波堤南灯台から真方位081° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯37° 50.8′ 東経140° 59.9′）
事故の概要	漁船 ^{じゆきやう} 寿久丸は、西南西進中、また、漁船 ^{こうえい} 光栄丸は、船首を南方に向けて漂泊中、両船が衝突した。 光栄丸は、船長が負傷し、左舷中央部外板の破口等を生じ、また、寿久丸は、船首部船底外板に擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	令和6年10月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 寿久丸、6.6トン FS2-3140（漁船登録番号）、個人所有 14.14m（Lr）×3.25m×1.33m、FRP ディーゼル機関、448.00kW、平成8年10月 第210-43381号（船舶検査済票の番号） B 漁船 光栄丸、1.5トン FS3-6576（漁船登録番号）、個人所有 6.17m（Lr）×1.93m×0.50m、FRP ディーゼル機関、54kW（動力漁船登録票による）、平成13 年11月
乗組員等に関する情報	A 船長A 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年10月19日 免許証交付日 令和5年10月24日 （令和11年10月18日まで有効） B 船長B 86歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月11日 免許証交付日 令和6年8月8日

	(令和12年7月29日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 1人(船長B)
損傷	A 船首部船底外板に擦過傷等 B 左舷中央部外板に亀裂及び破口、船体構造物の脱落(全損)
気象・海象	気象:天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象:海上 平穏 日出時刻:05時16分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、法定灯火を表示し、令和6年9月13日02時ごろ相馬市松川浦漁港を出港し、鵜ノ尾埼北東方約4Mの漁場で刺し網漁を行った。 船長Aは、04時ごろ操業を終えて漁場を出発する際、この時間帯に漂泊している他船を見掛けたことがほとんどなく、また、慣れた海域でもあったので、3.0Mレンジのレーダー画面を一見したのみで、前路に他船はいないと思い、すぐに1.5Mレンジに切り替え、帰航を始めた。 A船は、船長Aが操舵室左舷側付近に立って操船に当たり、約13～14ノットの対地速力で、自動操舵により西南西進した。 船長Aは、前部甲板で乗組員2人が行っていた刺し網からごみなどを取り外す作業の様子に気を取られながら、レーダー画面を見ることなくA船を同じ針路及び速力で航行させていたところ、04時15分ごろ何かに衝突したような衝撃を受け、周囲の状況を確認してB船と衝突したことを知った。 船長Aは、船長Bが船底を上にして転覆した状態のB船にしがみついている状況を認め、乗組員2人と共にA船に引き揚げた。 船長Aは、船長Bの左足からの出血を認めたので直ちに帰港するとともに、僚船に漁業無線を通じて本事故の発生を知らせ、B船のえい航を依頼した。 A船及びB船が所属する漁業協同組合の担当者は、僚船からの連絡を受けて救急車の手配を行った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、ひらめ一本釣り漁の目的で、03時ごろ松川浦漁港を出港し、鵜ノ尾埼北北東方約1.5Mの漁場に向かった。 船長Bは、漁場に到着した後、日出まで洋上で待機し、夜明けとともに操業を開始するつもりでいたので、船首を南方に向けて漂泊しながら船尾甲板で操業の準備作業を行いつつ周囲を見渡したところ、04時ごろ自船の左舷後方3M付近に他船を認めた。 船長Bは、目視した船は作業灯のような明かりの明るさからして操業しているように見えたので、自船に向かってくることはないと思い、操業の準備作業に意識を向けた。

	船長Bは、右舷側に釣り竿を立て掛けた後、左舷側にも立て掛けようと船首甲板に移動したところ、左舷側至近にA船を認め、このままでは衝突すると思い、操舵室にある遠隔操縦装置で船体を移動させようとしたが間に合わず、04時15分ごろB船の左舷中央部とA船の船首部とが衝突した。 船長Bは、松川浦漁港に帰港した後、救急車で福島県福島市内の病院に搬送され、多発肋骨骨折、左下腿裂創等と診断された。 B船は、船長Aが救助要請を行った僚船により松川浦漁港にえい航されて陸揚げされ、後日、解撤処理となった。 (付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船の損傷状況 参照)
その他の事項	A船の乗組員2人は、本事故当時、前部甲板で作業を行っていて、B船には気付かなかった。 船長Bは、救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、鵜ノ尾埼北北東方沖を西南西進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船の存在に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、本事故が発生した時間帯に漂泊している他船を見掛けたことがほとんどなかったこと、また、慣れた海域での油断もあったことから、レーダー画面を一見したのみで、前路に他船はいないと思い込んだものと考えられる。 船長Aは、前路に他船はいないと思い込んでいたこと、また、乗組員2人が前部甲板で行っていた作業の様子に気を取られていたことから、船首方の見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。 B船は、鵜ノ尾埼北北東方沖で漂泊中、船長Bが、操業の準備作業に意識を向けて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、衝突する直前までA船がB船に向かって接近していたことに気付かず、避航動作が遅れ、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、鵜ノ尾埼北北東方沖において、A船が西南西進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、B船の存在に気付かず、また、船長Bが、操業の準備作業に意識を向けて周囲の見張りを適切に行っていなかったため、A船がB船に向かって接近していたことに気付かず、避航動作が遅れ、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・ 船長は、前路で漂泊中の他船を見落とすことがないよう、レーダー画面を注意深く確認するとともに、目視でも常時周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 漁船の船長は、漂泊中、操業の準備作業のみに意識を集中せず、周囲の適切な見張りを行って、他船の動静に注意を払うこと。また、自船に向かって接近している他船に対しては、必要に応じ、余裕を持って船体を移動させるなど、早めに衝突を避けるための措置を採ること。
--	--

付図1 事故発生場所概略図

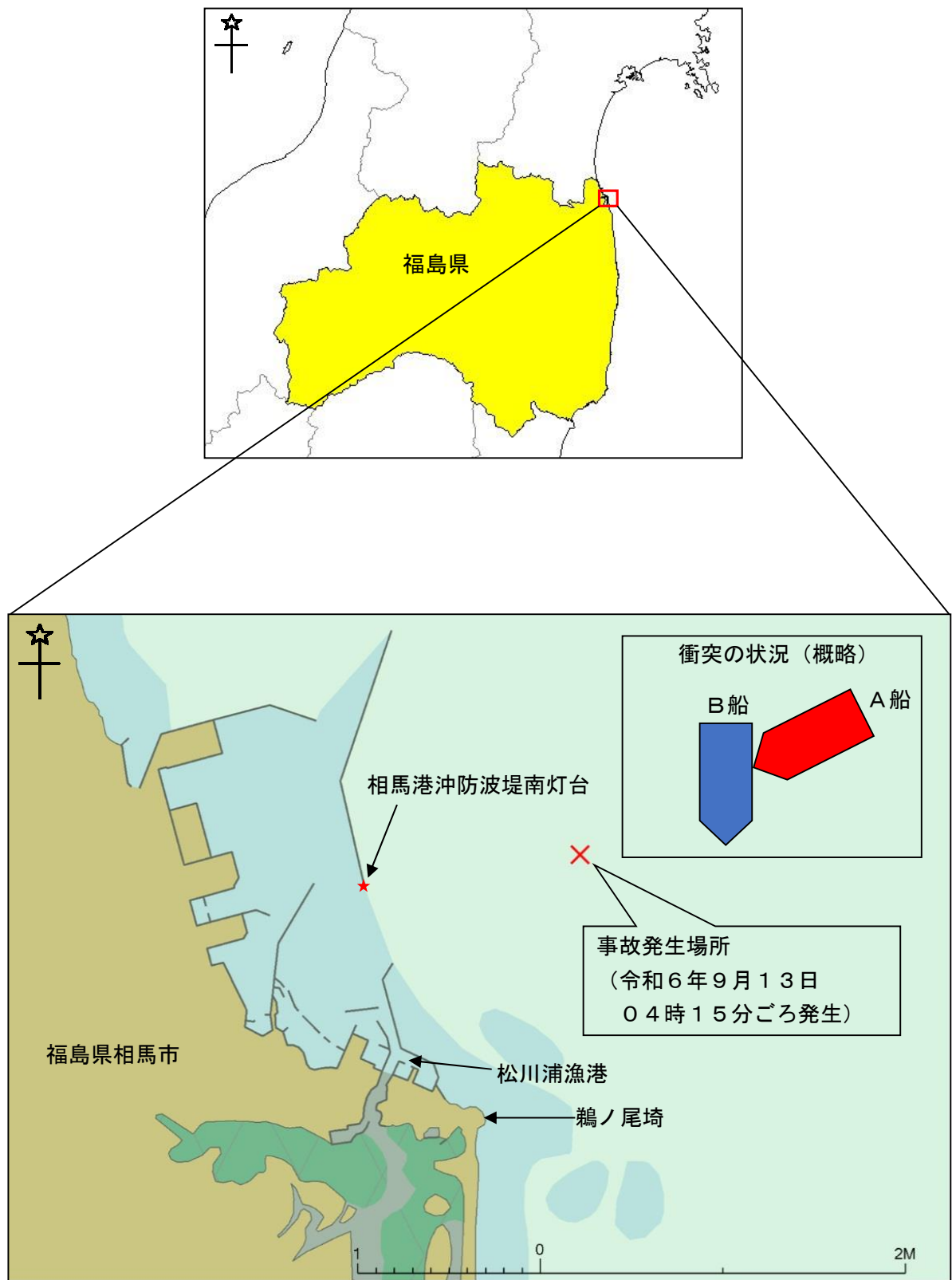


写真1 A船の損傷状況

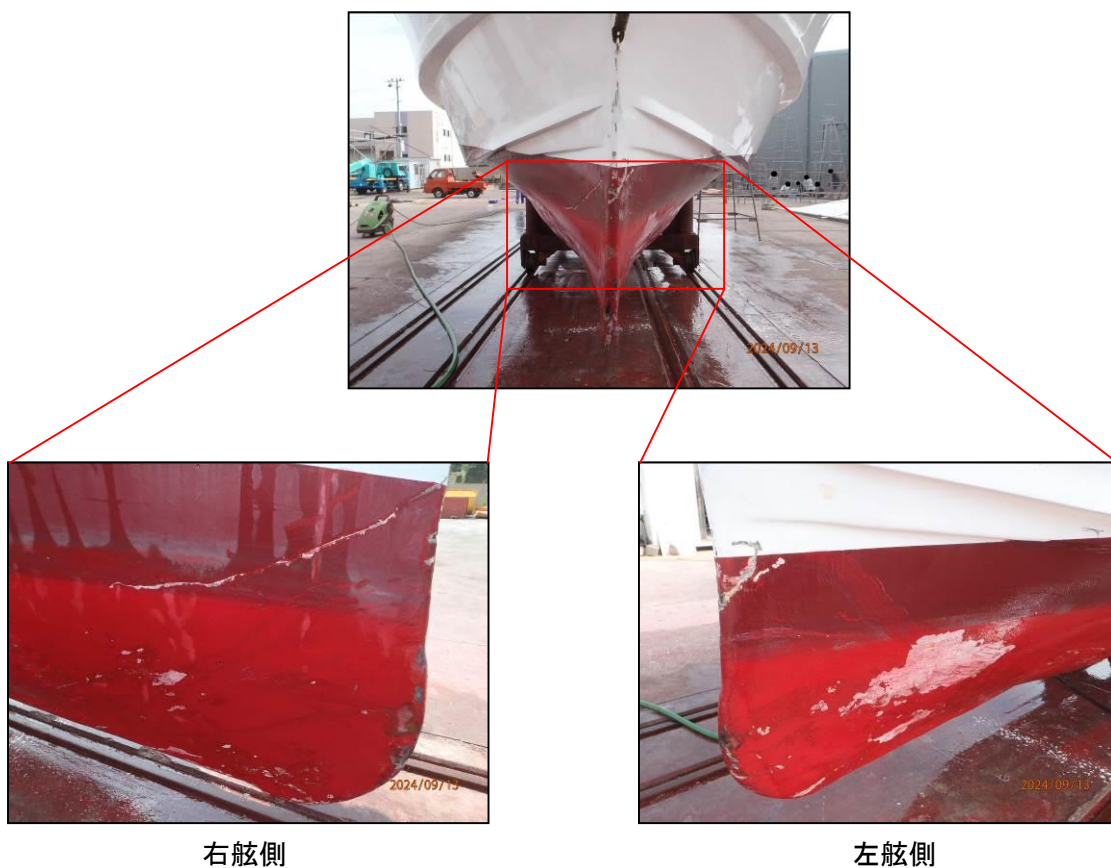


写真2 B船の損傷状況



※ 写真は全て漁業協同組合が提供